



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ポーランドの「連盟」と身分代表制
Author(s)	鳥山, 成人; Toriyama, Shigeto
Description	In this article, the author treats the significance of the confederations (konfederacje) in the Polish constitution from the end of middle age up to the 18th century. In the first half of the article, he discusses the role of the confederations at the birth of the representation of estates, as well as the relations between the confederations and ius resistendi, and so forth. In the second half of the article, discussing the confederations of the modern age, the present writer argues that they had the function of acting as a substitute for the sejms, which had lost the ability of forming the will of the nation.
Citation	スラヴ研究, 9, 1-14
Issue Date	1965
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/4974
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113199.pdf



ポーランドの「連盟」と身分代表制

鳥 山 成 人

ポーランドにおける連盟 (konfederacja=confederatio) の歴史は第一期 (13 世紀末から 15 世紀中葉まで) と第二期 (16 世紀末から 18 世紀の「分割」まで) に分けることができるが、一般によく知られているのは第二期即ち近世の連盟である。これはシュラフタ (szlachta) によるこの連盟結成の権利が、議会 (sejm) の機能麻痺をもたらしたかの有名な「自由拒否権」(liberum veto) と並んで、ポーランド没落の一因をなしたといわれる「共和国」(Rzeczpospolita=res publica) の国制の主要な欠陥の一つにしばしば数えられるからである。⁽¹⁾ 私は連盟に対して破壊的な意義しか認めない通説的な理解に疑問をもつものであるが、その点は後述するとして、ともかくポーランドでは 16 世紀末以降国政の危機に際して頻繁にシュラフタの連盟が結成され、政治的に重要な役割を果たした。従って一般の概説書⁽²⁾でも近世史の部分ではそれぞれの連盟がかなりくわしく扱われている。

これに対して第一期即ち中世末の連盟は比較的扱われることが少ない。これは中世末の連盟が近世のそれに比して概して散発的で、規模も一般に小さく、その政治的意義が相対的に低かったためばかりではない。中世の最後の連盟 (1464) と近世の最初の連盟 (1572) の間に 1 世紀以上の空白期間があって、両期間の連盟の間に直接の連続性が考えられない⁽³⁾ため、近世の連盟の意義が重視される場合にも、中世のそれとの関連は軽視されがちだからである。しかし後にみるように、この第一期の連盟の性格、役割を正確に認識することなしには、第二期の連盟のそれも正しく理解することはできない。

本稿は、この両時期を通じてポーランドの連盟の性格・機能を、主にポーランドにおける身分代表制の歴史⁽⁴⁾との関連で考察しようとするものであるが、上記のような理由から最初に先ず第一期 (中世末) の連盟についてその具体的内容を述べ、然る後に身分代表制の成立過程における連盟の役割、連盟と封建的な「抵抗権」(ius resistendi) との

(1) 例えば、「liberum veto と連盟は、支配階級内の様々のグループの闘争の道具、封建的アナーキーの合法的形態であった。」(История Польши, Москва, т. I, 1956, стр. 193-4)

(2) 例えば Cambridge History of Poland from the Origin to Sobieski, 1950; Cambridge History of Poland from August II to Pilsudski, 1941 (以下それぞれ Cambridge History of Poland, I, II として引用する)

(3) 「14-5 世紀の連盟の多分に散発的な痕跡と、16 世紀末から異常な発展をみた連盟との間には全く連続性がない。期限切れになったかに思われた中世の諸形態への復帰がその時—この分野に限らないが—行われたのである。」(Zygmunt Wojciechowski, L'Etat polonais au moyen-âge. Histoire des institutions, Paris, 1949, p. 255)

(4) これについては不十分なが、拙稿「ポーランドの貴族共和制」(『北大史学』、VII, 1960)を参照されたい。

関係、各時期の連盟の社会的性格などの問題を論じ、最後に「共和国」の国制における連盟の役割を考察する。これらの考察全体を通して、本稿はポーランド科学アカデミー版の「1795年までのポーランドの国家と法の歴史」(2巻、1957年)⁽¹⁾における連盟の特徴づけに対する疑問にかかわりをもつ。

近世の連盟の具体例については概説書の記述にゆずるので、便宜上ここで簡単に全体としてのその特徴を概観しておく。⁽²⁾

連盟は普通最初に一つ乃至若干の州(województwo)の範囲内で結成され、然るのちに全国的なもの(konfederacja generala)に発展した。しかしなかには地方的な連盟にとどまるものもあった。連盟は個人の自発的な参加によって成立し、この参加は多く文書への署名による誓約の形をとった。⁽³⁾ 時には、国内の有力な2つの党派が相対立する2つの連盟を結成して争うことがあり、この場合には「調停議会」(sejm pacyfikacyjny)が間に入って問題を解決することが多かった。調停議会では、一般の議会における自由拒否権の慣行に反して多数決でことが決せられた。

この時代に結成された連盟のうち最も数が多いのは、空位期間中のものであった。これには、1572年のヤギェウォ Jagiełło 朝断絶後の選挙王制の下でしばしば空位期が生まれ、この期間中国内の秩序の維持がシュラフタ全体の誓約と実力によって守られる必要のあったことと並んで、同じくヤギェウォ朝の断絶と共に確立した王位の契約的性格のため、空位期間中は主権が本来のその所有者たる国民(事実上はシュラフタ)の手に帰するものと考えられ、この主権を行使するためにシュラフタが組織化されたことが重要な要因として考えられる。事実空位期間中の連盟は中央と地方(州ごと)にそれぞれ自身の執行機関を設け、後には自らの裁判官や軍隊指揮者を任命するようにさえた。

国王在位中に組織される連盟でも、連盟の側には、自らを王権に優越したものとする意識があった。危機に際して国王自身が連盟結成のイニシアティブをとることもあったが、これも国王の側に王権に優先する国民の意志を結集せんと目的があったことであつた。国王在位中の連盟で国王自身の組織したもの、あるいは成立後に国王の承認=加入したもの以外は国王に対する反乱の性格をもち、これはとくに「ロコシ」(rokosz)とよばれたが、このロコシもそれ自体は合法的なものとなされた。ロコシで敗れたものに、少数の指導者を除いて、大赦の与えられるのが普通であつたのも、ロコシを合法とする意識と恐らく無関係ではなかつた。

連盟は一定の政治目的をもって結成され、従つて目的が達成されると解散された。空位期間中の連盟は、主権の代行・国内秩序の維持の他、多く一定の国王候補者への支持

(1) Historia państwa i prawa Polski do roku 1975, Warszawa, 1957 (監修者は Juliusz Bardach で、第1巻—15世紀中葉まで—を J. Bardach, 第2巻を Zdzisław Kaczmarczyk と Bogusław Leśnodorski が執筆している)

(2) この概観は主に、Zygmunt Gloder, Encyklopedia staropolska [古ポーランド百科辞典]、1900—03, III, s. 75 f; Historia państwa..., II, s. 122 f, 128, 158 f., 295 ff.; P. Skwarczyński, “The Constitution of Poland before the Partitions”, Cambridge History of Poland, II による。

(3) 連盟に参加しないものは利己主義者乃至敵とみなされた。(Encyklopedia staropolska, III, s. 75)

ポーランドの「連盟」と身分代表制

を目的とした。空位期間中の連盟も含めてほとんどすべての連盟に共通していた基本的性格は、シュラフタのいわゆる「黄金の自由」⁽¹⁾(złota wolność)の擁護という志向であり、従って国王在位中に結成された連盟には、国王の側での王権強化、議会制度改革(自由拒否権の制限など)、世襲王制樹立などの企てに対抗することを目的としたものが多く、これらはしばしばロコシに発展した。外敵からの国土防衛など特殊な目的で組織された連盟の場合にも、その根底には「黄金の自由」擁護の志向が流れていた。

中世末、14-15世紀のポーランドにみられた連盟は、同時代あるいは少し以前にヨーロッパ各国でみられた様々の名称の連盟と同じ性質のものであった。後者の場合、連盟結成の主体は都市であったり(イタリア)、バロンであったり(イギリス)、騎士であったり(ドイツ)、聖職者であったり(フランス)、農民であったり(スイス)して様々であり、性格的にもこれには封建的な反抗権に根拠をもつものと、逆に王(侯)権力に支持され、あるいはそれによって組織されたものがあったようであるが、中世末のポーランドの連盟についてもほぼ同様のことがいえそうである。

中世末のポーランドについては、連盟結成の主体に都市・聖職者・シュラフタの三者の存在したことが認められる。連盟のうち最初に現われるのは都市のそれで、1298年大ポーランド(Wielkopolska)のボズナニ(Poznań)、グニェズノ(Gniezno)など4つの都市が強盗や放火からの自衛を目的とする連盟を結んで国王の認可を求め、つかまえた犯人を死刑に処する権利などを認められた。大ポーランドの都市の連盟は1302年にも新たに認可された。1311年シロンスク(Śląsk, シレジア)に8つの都市による同様な連盟が生まれた。1349年大ポーランドの都市連盟にシロンスクの中心都市ヴロツワフ(Wrocław)が加わった。1350年連盟はグニェズノを除いて更新された。都市は自分たちだけで連盟を結成した他、シュラフタを主体とする連盟に加わることもあった。後にのべる1384年の空位期間中のシュラフタの同盟への都市の参加や、1464年南西ポーランドのルヴフ(Lwów)地方とジュィダチョフ(Żydaczow)郡のシュラフタの連盟にルヴフの商人が「兄弟にして共同誓約者」として参加したのがそうした場合であった。⁽²⁾

このように中世末期にポーランドの都市がシュラフタと並んで政治の舞台で活躍している事実は、近世ポーランドにおける政治社会からの都市の完全な疎外と比較して、いろいろな意味で注目に価する。ここでは詳説をさけるが、例えばこの事実は、ポーランドの都市の支配層が中世後期から近世初めにかけて非ポーランド系(ドイツ系)であったことを、身分制国家段階のポーランドにおける都市の政治的無力の有力な原因とみる通説をくつがえすものである。政治社会からの都市の疎外は、ドイツ系市民のポーランド

(1) この観念の成立と内容については、Historia państwa..., II, s. 280 ff.; Encyklopedia staropolska, IV, s. 500 f.

(2) Historia państwa..., I, s. 225, 418, 454 f.; Encyklopedia staropolska, III, s. 74 f.; Z. Wojciechowski, L'Etat polonais..., pp. 265 f.

化の完了⁽¹⁾の後顕著になったからである。

聖職者の連盟は、彼等だけのものとしては、1406年と翌年教会の十分の一税と裁判権の問題でシュラフタが連盟を創ったのに対して、小ポーランド(Małopolska)の聖職者の側でも、1407年クラクフの司教ピョトル・ヴィシ(Piotr Wysz)の指導下に連盟を結成した⁽²⁾のが、知られている唯一の例である。しかし他に教会は、後にみるように、フス派の運動に対抗するための連盟に加わっている。

中世末の連盟には、シュラフタのそれが最も多い。都市や聖職者のものも含めてこの時代の連盟を Zygmunt Wojciechowski は封建社会における「抵抗権」の表現とみなし得るものと然らざるものとに分け、前者を「古典的」なものとしている⁽³⁾が、都市または聖職者だけの連盟でこの「古典的」な型に属するものはない。

シュラフタの最初の連盟は、1352年大ポーランドのシュラフタがポズナニの知事(wojewoda) マツィコ・ボルコヴィツ(Maćko Borkowic)を指導者に、王の代官(starosta)による財産の不当な没収 — 実は個人に占有されていた王領地の回収 — に対抗して相互援助を約したもので、これは国王に対する忠誠の保持を宣言しはしたが、事実上は王権に抵抗するものであった。これはまた、シュラフタが身分的連帯性を明確に表現した最初の行為でもあった。次いで1382年同じ大ポーランドのシュラフタがやはり王の代官に対して連盟を結成した。この連盟には大ポーランドの3つの都市も加わり、連盟は代官ドラマト(Dramat)の退職で解散した。この二つの連盟の背景には、この時代における大ポーランドと小ポーランドの対立関係があり、従って連盟結成の誘因として地方的割拠主義の働いていたことが注意されなければならない。⁽⁴⁾ これはこの後の多くの連盟についても指摘できるところである。

1422年ドイツ騎士団とのたたかひのために動員されてチェルヴィニスク(Czerwińsk)に集結したシュラフタが自分たちの特権の擁護・拡大のため連盟を結成し、国王からいわゆる「チェルヴィニスクの特権状」を獲得した。不法な(裁判によらない)財産の没収と、代官と裁判官の兼職を禁止したこの特権状は、1425年の特権状を経て、ポーランドの「人身保護律」(Habeas Corpus Act)とよばれる1430年、1433年の特権状につながる重要なものであった。⁽⁵⁾

(1) 大都市ほどドイツ系市民のポーランド化はおくれるが、最大の商業都市で同時に16世紀末まで首都であったクラクフ(Kraków)でも16世紀末には上層市民のポーランド化が完了する。即ち同市のギルドの役員は15世紀初め僅か13%がポーランド人であったが、これが15世紀半ばには29%、世紀末には41%となり、16世紀にはポーランド系の都市貴族が過半数をこえてやがて80%に達し、世紀後半にはドイツ人はごく少数になった。(Я. Рутковский, Экономическая история Польши, Москва, 1953, стр. 60-61; Cambridge History of Poland, I, p. 136)

(2) Historia państwa..., I, s. 456; Encyklopedia staropolska, III, 575; Z. Wojciechowski, L'Etat polonais..., p. 266.

(3) Z. Wojciechowski, L'Etat polonais..., p. 264

(4) この二つの連盟の成立の背景と経過については Tadeusz Manteuffel (Red.), Historia Polski [ポーランド史], I, 1, Warszawa, 1958, s. 545 f, 560; Cambridge History of Poland, I, p. 174 f., その性格については, Z. Wojciechowski, L'Etat polonais..., p. 264; Historia państwa..., I, s. 370, 455

(5) Z. Wojciechowski, L'Etat polonais..., p. 264; Historia państwa..., I, s. 428; Cambridge History of Poland, I, p. 420

ポーランドの「連盟」と身分代表制

直接王権に抵抗するものでなかったが、前述の1406年と1407年のシュラフタの連盟は教会権力に対するもの、1436年のルテニア地方（東南ポーランド）のシュラフタの連盟はマグナト（magnat）即ち大貴族の勢力に抵抗するもの⁽¹⁾であった。教権とマグナト勢力に対する抵抗という点でとりわけ重要なのは、ヴワドゥィスワフ3世（Władysław III）幼少期の一部マグナトの寡頭支配と隣国ボヘミアのフス派の改革運動の影響が原因で起つた1439年の連盟であった。スピテク（Spytek z Melsztyna）を指導者としたこのシュラフタの連盟は、国王に対する忠誠を宣言しながら、政治を私するマグナトを排除して王国の秩序を回復することを目的とし、国王の裁判官にこれと同数の連盟の代表を加えて関係マグナトの裁判を行うべきことを要求した。この連盟の文書に署名した168人のうち官職保有者は9人にすぎず、この点でこの連盟は多分に反マグナト的性格をもっていたといえる。⁽²⁾

スピテクの連盟は、この前年1438年にマグナト寡頭政権の指導者ズギブニェフ・オレンニツキ（Zgibniew Oleśnicki）がフス派の運動の激化に備えて結成した連盟に対抗して生まれたものであった。反フス派の連盟は1424年にも国王の承認と教会の参加の下に結成されていた。⁽³⁾ この二つの連盟は、Wojciechowski の分類をかりれば、非「古典的」な連盟の代表的なものであった。この場合連盟結成の名目は国内秩序の維持ということであったが、スピテクの連盟もこれとは違った次元で「よき秩序」の回復を標榜していた。14世紀の大ポーランドの都市の連盟や、この時代の最後の連盟である前述の1464年のルヴフ地方のシュラフタと商人の連盟も、地方的な規模においてはあったが、秩序の維持を目的としていた。

この秩序の維持という点で特に重要なのは、1382年と1384年の連盟であった。これはルドヴィク（Ludwik）王死後の空位期に大ポーランドのラドムスク（Radomsk）に5つの地方⁽⁴⁾のシュラフタの“communitates”即ち地方議会（sejmiki）が集って、国内の治安維持と国土の統一・防衛を誓ったもので、1384年の連盟には既述の如く都市も加わり、5つの地方にはそれぞれ、国王の代官とシュラフタの代表5人と都市の代表2人からなる権力機関が設けられた。⁽⁵⁾ このラドムスクの連盟はとりわけ次の二点で注目し得る。第一は、これが連盟の歴史の第二期（近世）にしばしば結成される空位期の連盟の先例をひらいたことである。第二は、これが中世末における身分制議会の成立史の上で重要な意義を有したことである。総じて中世末の連盟の歴史は、この時期におけるポーランド封建社会の諸身分、特にシュラフタの連帯意識（利益と権利の共通性の意識）と政治的自

(1) これは、この地方へのポーランド法の適用（1435）による中小シュラフタの身分的向上に対して、これを喜ばないマグナトがこれを抑えようとしたことから起つた。（Z. Wojciechowski, *L'Etat polonais...*, p. 266; *Historia państwa...*, I, s. 455; *Cambridge History of Poland*, I, p. 436）

(2) *Historia państwa...*, I, s. 372, 449, 455; *Historia Polski*, I, 1, s. 596 f.; Z. Wojciechowski, *L'Etat polonais...*, p. 265; *История Польши*, I, стр. 132

(3) Z. Wojciechowski, *L'Etat polonais...*, p. 265; *Historia państwa...*, I, s. 455

(4) 大ポーランド、ウェンチュイツァ（Łęczyca）、シエラツ（Sieradz）、クラフフ及びサンドミエシュ（Sandomierz）。

(5) *Encyklopedia staropolska*, III, s. 75; Z. Wojciechowski, *L'Etat polonais...*, pp. 252 f., 265 f.; *Historia państwa...*, I, s. 390 f., 418, 444 f., 454 f.; *Historia Polski*, I, 1, s. 560 f.

覚(州、地方、ないしは王国全体の政治の抛手たるの自覚)の成長をものたり、ポーランドにおける身分代議制の成立過程と不可分の関係にあるが、この関係を具体的に示している最初の例が、このラドムスクの連盟である。

ラドムスクの連盟をポーランドにおける身分代表制発展の画期として重視する戦後の研究に Jan Dąbrowski の「14世紀の Corona regni poloniae. ポーランド身分王制発達史研究」(1956)⁽¹⁾がある。ドンブロフスキは、「国の政権並びに王冠の権利への社会の代表の形式上及び事実上の参加の実現における転回点をなすのは、ルドヴィクの死後の空位期である。」⁽²⁾と述べ、この主張を“communitates”の分析⁽³⁾を中心に本書で展開している。この Dąbrowski の著書に対する Konstanty Grzybowski の批判論文「Corona regni と Corona regni poloniae」⁽⁴⁾も、次のような消極的な表現においてではあるが、ラドムスクの連盟の重要性は認めている(傍点は引用者のもの)。「空位期を除いては、何らかの『社会的』機関—政府への参加の自己の権利を『自分自身』の権利から、即ち国王の意志ではなくて社会の意志から引出するような機関—の半ば決定的、半ば身分的な権能という意味での政府への『社会』の参加はみられない。」⁽⁵⁾

ポーランドの身分王制 (Monarchia stanowa) については、従来 15 世紀後半をその成立期とする見解が支配的であった⁽⁶⁾が、最近ポーランドの学界ではこの成立時点を引上げる傾向が有力である。上記の Jan Dąbrowski の研究書がこの傾向に属するモノグラフの代表的なものである⁽⁷⁾が、概説書では、アカデミー版の「ポーランド史」が 14 世紀中葉から 15 世紀中葉までを身分王制期としている⁽⁸⁾。同じアカデミー版の法制史概説もほぼ同様の立場をとり、14 世紀 30 年代から 15 世紀中葉までを身分王制期とし、以下 15 世紀中葉から 16 世紀末までを「シュラフタの民主制」(Demokracja szlachecka)、17 世紀初めから 18 世紀 70 年代までを「マグナトの寡頭制」(Oligarchia magnacka) の

(1) Jan Dąbrowski, Korona królestwa polskiego w XIV wieku, Studium z dziejów rozwoju polskiej monarchii stanowej, Wrocław-Kraków, 1956

(2) Tamże, s. 116

(3) Tamże, s. 118 ff.

(4) Konstanty Grzybowski, „Corona Regni a Corona Regni Poloniae”, Czasopismo prawno-histeryczne [法史学雑誌], t. IX, no. 2, 1957

(5) Tamże, s. 331

(6) これについてはさしあたり, Z. Wojciechowski, L'Etat polonais..., pp. 248 et suiv.; J. Sienieński, “Constitutional Conditions in the Fifteenth and Sixteenth Centuries”, Cambridge History of Poland, I; 上掲拙稿「ポーランドの貴族共和制」などを参照。なお、新しい文献では K. E. Ливанцев, История государства и права феодальной Польши XIII-XIV вв., Ленинград, 1958, стр. 70-74, 86-7 も、15 世紀初めまでは身分代表機関としての議会 (sejm, sejmik) の「萌芽形態」の存在しか認めない点で、ほぼ従来の説を踏襲しているものといえる。

(7) Jan Baszkiewicz, Powstanie zjednoczonego państwa polskiego na przełomie XIII i XIV wieku [13・14 世紀の交のポーランド統一国家の成立], Warszawa, 1954, s. 432-3, 460 もこの立場をとっている。

(8) Historia Polski, I, 1, s. 489. なお、同じ時期の史料を集めた、Materiały źródłowe do historii Polski epoki feudalnej [封建制期ポーランド史関係史料] の第 3 分冊も、Polska w okresie monarchii stanowej [身分王制期のポーランド], 1346-1454 (Warszawa, 1955) と題されている。

時期としている。⁽¹⁾ この時代区分はなお定説とはいいがたく、⁽²⁾ 身分王制の成立時点を具体的に何時とみるかも意見の分れるところであるが、中世末の連盟の歴史にみられる諸身分、特にシュラフタの政治的成長をみるならば、身分王制期をひきあげようとするポーランド史学のこの新しい傾向は十分に検討に値するものと思われる。ただアカデミー版法制史概説は、身分王制成立の指標として議会 (sejm) の成立時点の問題にこだわりすぎている感があり、⁽³⁾ そして恐らくこのこととの関連で、この時期の連盟の特徴づけにもかなり疑問の点を残している。

アカデミー版「ポーランド史」は、一般に中世末の連盟を、王権との結合を求めて封建的アナーキーの克服を志向した中央集権的性格の強いものと特徴づけている⁽⁴⁾が、これは同じアカデミー版の法制史概説における中世末の連盟の評価でもある。⁽⁵⁾ このような評価は、この概説が中世末の連盟を「国家権力を代行した」ものと、「国家権力に一定の身分的要求の実行を強制したもの」に大別して⁽⁶⁾ 特に前者を重視する立場をとり、後者については例えば 1422 年の連盟をこれまでの通説に反して連盟と認めていない⁽⁷⁾ 点に、特徴的に現われている。しかし法制史概説のこのような評価は、連盟の本来の性格と、それがこの時期において果たした客観的役割を混同しているもののように思われる。この時期の連盟に王権の強化・中央集権化に寄与する面があったのは、それが果たした客観的役割としてそうであったのであって、「王権との結合の追求」が連盟そのものの性格であった、ということではない。この時期の連盟で国王の代官または国王側近のマグナトを直接の敵としたものな中には、既述の如くたしかに国王への忠誠を宣言したのものもあったが、この宣言もこれを額面通りに受取るとは問題である。

法制史概説のこのような評価は、それが中世の連盟と封建社会における抵抗権との関連にふれていないこととも、恐らく無関係ではない。この概説はその第 2 巻の近世の連盟を扱った箇所、「国王に敵対する連盟結成の法的基礎としては、de non praestanda oboedientia の条項で十分であった」として、⁽⁸⁾ 1572 年のヤギェウォ朝断絶後の空位期間に作られて新しい国王ヘンリク (Henryk, Henri de Valois) に承認を求められた有名な「ヘンリクの諸条項」(Artykuły henrykowskie, Articuli Henricani)⁽⁹⁾ のこの最

(1) Historia państwa..., I, s. 27

(2) Kwartalnik historyczny [歴史四季報], LXV. 1958, s. 1300-03 に記されているこの法制史概説をめぐる法律史家の討論会の模様をみると、この時代区分、特に身分王制期の設定には、上記の Grzybowski を含めて学界になお戦前からの伝統を継承する有力な反対論者がいるようである。

(3) Historia państwa..., I, s. 446-453. 15 世紀末を身分王制成立の時点とする従来の定説の根拠は、それ以前の議会 (sejm) 類似の集会是国王の諮問機関にすぎなかったということであったが、Tamże, s. 450 ではこれが諮問機関以上の実質を備えたものであったと強調されている。

(4) Historia Polski, I, 1, s. 610 (この部分の執筆者は Z. Kaczmarczyk)

(5) Historia państwa..., I, s. 454 ff. (この概説の第 1 巻は、既述の如く J. Bardach が執筆している)

(6) Tamże, s. 454

(7) 1422 年の連盟は、この概説では sejm とよばれている (Tamże, s. 428)。これは、身分王制の成立時点を引上げる上記の立場とも関係がある。

(8) Historia państwa..., II, s. 295

(9) 「ヘンリクの諸条項」については、Historia państwa..., II, s. 129 f.; Historia Polski, I, 2, s. 300; Cambridge History of Poland, I, pp. 438 f.

後の条項が、17・18世紀に国王に反対して結成された連盟の法的根拠であった、と記しているが、これは連盟の本来の性格について誤解を生みやすい表現である。この「諸条項」の規定する「法律、自由、条項、条件」に対する国王の違反・不履行を以て、国王に対する臣下の「服従と忠誠」義務の停止の条件としたこの条項は、臣下の忠誠拒否の権利を明文化したのものとして確かに重要であり、この後シュラフタはことあるごとにこれに言及し、ロコシュの際にもこれを法的な根拠とした。しかし「ヘンリクスの諸条項」のこの最後の条項で始めてシュラフタは忠誠拒否の権利を獲得したのではない。この概説自身が別の箇所では記しているように、この権利は「封建体制内で知られているいわゆる抵抗権 (*ius resistendi*) の形態の一つ」⁽¹⁾であった。即ち、「ヘンリクスの諸条項」は中世以来の抵抗権の思想を取入れてこれを明文化したにとどまる。従って、中世の連盟についても当然、抵抗権の具体的表現としてのその性格が先ず考慮されなければならないのである。

次に、アカデミー版法制史概説は、近世の連盟を専らマグナトの派閥争いの道具とみ、⁽²⁾ これに対して中世末の連盟の反マグナト的性格を強調しているが、これも修正を要する点である。14-15世紀の連盟のなかにマグナト権力に対する中小シュラフタの抵抗という色彩の強いものがあつたことは、既にみた通りであるが、これをこの時期の連盟に共通の傾向として一面的に強調することには問題がある。この時期の連盟の多くは史料の制約でその社会的性格を確定することが困難である。その上、法制史概説が連盟の反マグナトの特徴を示す具体的な例としてあげている1439年の連盟も、スピテク始めその主な指導者の出身・地位や連盟結成の動機などを具体的にみてみると、⁽³⁾ フス派の運動とのからみあいがある他、多分にマグナト内部の派閥争い、即ち寡頭政権から除外されたマグナトの寡頭政権に対するたたかい（具体的には、小ポーランドのマグナト中心の政権に対する大ポーランドのマグナトの反撥）という側面のあつたことがわかり、これを反マグナト闘争という図式だけで理解することには無理があるように思う。

そしてこれとは逆に、マグナトの派閥争いの道具であつたとされる近世の連盟のうちでも、1572年と1592年の連盟や1606-07年のロコシュには明らかに反マグナト的性格が認められる。ヤギェウォ朝断絶後の最初の実質的な国王選挙に際し、中・小シュラフタはマグナトの反対をおし切って、全シュラフタに決定に参加する権利を認めさせた。⁽⁴⁾ この運動の中心になつたのは下級シュラフタ出身の有能な政治家ヤン・ザモイスキ (Jan Zamojski) であるが、彼はこの後も国王とマグナトの専制に反対するシュラフタ勢力の中心人物として行動し、1592年にはほとんど全シュラフタを連盟に結成して、ポーランドにとって危険な国王ズィグムント3世と有力マグナトの親墾政策をいわゆる「審問議会」 (*sejm inkwizycyjny*) で糺弾し、⁽⁵⁾ また晩年には、同じズィグムントがマグナトの

(1) *Historia państwa*… II, s. 130

(2) *Tamże*, s. 295

(3) *Historia Polski*, I, 1, s. 596 f.; *Cambridge History of Poland*, I, pp. 233 f., 237; *Historia państwa*… I, s. 371 f.

(4) *Cambridge History of Poland*, I, pp. 370 ff., 426 ff.; *Historia Polski*, I, 2, s. 255 ff.

(5) *Cambridge History of Poland*, I, pp. 456 f.; Nisbet Bain, *Slavonic Europe. A political history of Poland and Russia from 1447 to 1796*, p. 138; *Historia Polski*, I, 2, s. 506

ポーランドの「連盟」と身分代表制

支持の下に企てた王権の絶対化に強く抵抗し、これが彼の死後 1606 年、ミコワイ・ゼブジュィドフスキ (Mikołaj Zebrzydowski) を指導者とするロコシュ⁽¹⁾の形で爆発した。これは最初の本格的なロコシュであった。連盟が完全にマグナトの道具と化するのには、以下にみるように、議会が国家の最高機関としての実質を喪失した 17 世紀中葉以降のことである。従って中世末の連盟と近世のその性格を単純に対立的なものとして理解することはできない。

既にみたように、中世末の連盟の歴史はこの時期のポーランドにおける身分代表制の成立と不可分の関係にあったが、この後の歴史も、この議会と連盟の密接な関連を物語っている。15 世紀後半、中央及び地方の身分制議会の制度が確立して、これを通じて諸身分、特にシュラフタの意志が中央及び地方（州）の政治に反映されるようになると、連盟結成の必要はなくなり、このため 15 世紀中葉から 1 世紀余りの間連盟はポーランドの歴史から姿をけす。この場合連盟の機能は議会に吸収された、ということができる。⁽²⁾ しかしこの間にも議会の意志が国王によって甚だしく無視されると、シュラフタは議会とは別の場で自分達の意志を国王に強制しようとした。国王ズィグムント 1 世 (Zygmunt I)、というよりはその妃ボナ・スフォジャ (Bona Storza) の議会軽視に対して、1537 年モルダヴィア遠征のための動員でルヴフに集結したシュラフタが、国王に対して一連の要求を提出してその承認を迫った、いわゆる「にわとり戦争」⁽³⁾ (wojna kokosza) はその典型的な例であり、これは後のロコシュに近い性格をもっていた。

15 世紀中葉からの連盟の空白期の発生については、ほぼこのように考えることができるが、連盟の歴史におけるこの空白期は、ポーランドの身分制議会がほぼ正常に機能した唯一の時期でもあった。⁽⁴⁾ Konstanty Grzybowski は最近の研究で、17-18 世紀の議会との比較で、それ以前の議会の特徴として、議員が地方的利害にとらわれず国民的な

(1) Cambridge History of Poland, I, pp. 462 ff.; N. Bain, op. cit., pp. 142 ff.; Historia Polski, I, 2, s. 515

(2) これは、逆にいえば 14 世紀と 15 世紀前半には、後に議会が果すようになる機能を少なくとも部分的に連盟が代行していた、ということでもあり、この観点がぬけると、14 世紀におけるポーランド身分王制の成立を主張するためには、アカデミー版法制史概説のように、議会の成立の時点が無理に引上げざるを得ないことになる。

(3) Historia Polski, I, 2, s. 222 ff.; Historia państwa..., II, s. 123

(4) ポーランド没落の一因として「分割」前の「共和国」の国制の欠陥が考えられることと関連して、この国制の確定期たる 15・16 世紀に既にこの欠陥は存在していた、という考え方が一般に行われており一例えば「18 世紀末の来るべきポーランド没落の諸前提は既に 15-16 世紀につくられた。」(История Польши, I, стр. 196) —従ってこの国制の中心をなす議会もその成立当初から正常には機能しなかったと考えられがちであるが、「畸型や否定的結果が発展の端緒において既に賦与されているとは限らず」、「肯定的な可能性と否定的な可能性がどこにあり、どのような事情の下で後者より前者の利用されることが少なかったか、が問われ」なければならぬ。(Gotthold Rhode, „Staaten-Nion und Adelsstaat. Zur Entwicklung von Staatsdenken und Staatsgestaltung in Osteuropa, vor allem in Polen/Litauen, im 16 Jahrhundert,“ Zeitschrift für Ostforschung, IX, 1960, S. 192) なおこの問題については、Oscar Halecki, Borderlands of Western Civilization, N. Y., 1952, pp. 225 f. をも参照。

視野を有していたことを指摘している⁽¹⁾が、これと並んで、王権と議会の力関係の均衡がまた、16世紀末までの議会をほぼ正常に機能せしめた重要な条件であったと考えられる。ヤギェウォ朝の成立(1386年)と共にポーランドでは選挙王制が始ったとされるが、この王朝の断絶(1572年)までは、選挙王制といってもこれは多分に理念的なもの、形式的なものであって、ヤギェウォ朝の列代の君主は伝統にもとづく権威をもっていた。⁽²⁾中世末からの中流シュラフタの政治的進出が彼等とマグナト層との勢力争いを招来し、列代の国王、特にカジミェシュ4世(Kazimierz IV, 1447-92)やズィグムント・アウグスト(Zygmunt August, 1548-72)がこれを王権の強化に利用し得たことも、議会と王権の勢力均衡に役立った。

然るに1572年名実ともに選挙王制が確立し、王位が「ヘンリク」の諸条項」の示すように明らかに契約的な性格のものになると、国王の権力と権威は低下し、議会と王権の力関係の均衡は失われた。これは、それまでに議会の立法などで事実上唯一の特権身分となっていたシュラフタ⁽³⁾が今や万能の支配者となったことを意味した。このためシュラフタ上層のマグナトと中流シュラフタの間の争いは、この後何らの調停者なしに、露骨に展開されることになり、議会を中心とする国政の運営も急速に困難になって行った。万能の支配者たるシュラフタ自身の内争のため、議会が法定の会期⁽⁴⁾内に重要な国事について国家意志を決定し得ない、ということがしばしば起こり、決議を採択できないまま解散してしまう議会が多くなった⁽⁵⁾からである。16世紀末連盟が再度ポーランド史に登場して来たのは、このような事情の下においてであった。国民(具体的にはシュラフタ)の意志を統合する議会の機能が低下すると、国政の危機に際して議会に代って実質的に国民の意志を結集し一少くとも国民の意志の結集体たることを僭称し一かつ自らの行動力と武力を以て危機に対処するものとして近世の連盟は生まれたのである。⁽⁶⁾16世紀末から17世紀前半にかけての連盟には特にこのような色彩が濃厚であった。

しかし17世紀の後半になると事情はやや変って来る。16世紀以降の中・小シュラフタの政治的進出は、いわゆる「再版農奴制」をともなった領主直営地経営の発展という

(1) Konstanty Grzybowski, *Teoria reprezentacji w Polsce epoki Odrodzenia* [ルネサンス期ポーランドにおける代表制の理論], Warszawa, 1959, s. 34 (Kwartalnik historyczny, LXV II, s. 448-96 の S. Gruszecki の書評による)

(2) ヤギェウォ朝について重要な点はむしろ、これが外国(リトヴァ)出身の王朝で、この王朝の成立と共にポーランドとリトヴァの同君連合が発足したことである。15世紀末から16世紀の初めにかけてはヤギェウォ朝はボヘミアとハンガリーの王位をも占めたが、こうしたことは、王朝の利害と王国の利害の不一致を時に招来し、これが王朝に対して王国の利益を代表するものとしての諸身分、とくにシュラフタの政治的自覚を促し、連盟の結成や議会の成立に一定の役割を果たしたと考えられる。

(3) シュラフタの特権拡大の過程については、さしあたり *Historia państwa...*, I, s. 426-29, II, s. 75-80; Z. Wojciechowski, *L'Etat polonais...*, pp. 307 ff.; J. Siemieński, "Constitutional Conditions in the Fifteenth and Sixteenth Centuries", *Cambridge History of Poland*, I

(4) 「ヘンリク」の諸条項」で定例議会は2年に一度開かれ、一回6週間が法定の会期とされた。

(5) このような議会は17世紀中葉までに、1576、82、85、97、1600、05、06、15、37、39、45年と11回を数える。(Historia Polski, I, 2, s. 556)

(6) 「連盟は旧ポーランド(Dawna Polska)史では、国内の生活に危機が生じ、社会生活のための新しい途・方向・力が求められている時期を意味した。」(*Encyklopedia staropolska*, III, s. 75)

ポーランドの「連盟」と身分代表制

経済的背景をもっていた。⁽¹⁾ この直営地経営即ちフォルヴェルク (folwark) 制への移行は中世末に始まるが、これが全国的な現象になるのは16世紀、特にその後半で、この移行を促進した西欧への農産物輸出は16世紀末・17世紀初めに特に急増し、17世紀前半が輸出の最盛期であった。そしてこの過程における農業生産力の若干の向上とシュラフタの一般的な富裕化が、この時期における彼等の政治力の経済的基礎であったと考えられる。ところがこの直営地経営と農産物輸出は、17世紀中葉の戦乱、即ち1648年に始まるウクライナのコサック反乱と、これを契機としたロシアとの戦争(1654-67)、それから特に、ポーランド全土の荒廃をもたらしたスウェーデン軍の征服(1655-60)で大きな打撃を受けた。他方、フォルヴェルク制の進展による共有地の収奪、農民保有地の削減、賦役の強化は、農民経営の衰退を招いたが、これは農民経営と有機的に結ばれていた領主経営にもやがて否定的な影響を及ぼし始め、部分的には17世紀2-30年代に既に現れ始めていたこの否定的影響が、世紀の後半、戦乱の被害と相まって決定的なものとなった。

このため17世紀中葉から中・小シュラフタの経済的没落が目立ち始め、⁽²⁾シュラフタ身分に属するという誇り以外には一般の農民とほとんど変わらない生活を送る農民的シュラフタも非常に数がふえた。没落シュラフタの一部は大領主の所領管理人などの職についてマグナトの私兵化し、全国各地にマグナトを頂点に中流シュラフタから農民的シュラフタに至るまでの一種のハイヤラーキーが形成され、⁽³⁾これが中央の政界でそれぞれ地方的利害を代表する派閥として行動した。⁽⁴⁾17世紀中葉以降には、16世紀におけると違って、シュラフタは概して教養がなく、その視野は地方的な問題に局限された。⁽⁵⁾既に16世紀後半に下層のシュラフタはマグナトの反動政策に利用されていた、と Grzybowski は指摘している⁽⁶⁾が、中・小シュラフタの経済的没落が一般化した17世紀中葉以降の状況の下では、シュラフタの政治的な動きは概して個々のマグナト勢力の政策

(1) 以下の経済史関係の叙述は主に Я. Рутковский, *Экономическая история Польши*, Москва, 1953, стр. 125-153; М. Маловист, *Экономическое развитие феодальной Польши в XIV-XVII вв.*, Исторические записки, т. 53, 1955; *Historia Polski*, I, 2, s. 91-97, 424-35 による。

(2) これはシュラフタ所有地の集中化として現れた。Jan Rutkowski が記しているルブリン(Lublin)州のある郡の例をあげると、15世紀中葉に地主全体の13.3%を占めた所有地500ワン(łan)以上の地主が、17世紀中葉には30.7%以上と大幅にふえ、500~100ワン所有の地主は24.3%から26.6%とわずかにふえ、100ワン~10ワン所有の地主は40.8%から10.8%にへり、10ワン以下の地主は7.1%から8.6%となった。(Я. Рутковский, *Экономическая история Польши*, стр. 143)

(3) シュラフタ内部の系列化とハイヤラーキー(派閥)の構造については、Andrzej Zajaczkowski, „Socjologiczne przesłanki badań nad dziejami szlachty polskiej”〔ポーランド・シュラフタ史研究の社会的諸前提〕, *Kwartalnik historyczny*, LXVIII, 1961, s. 139-52 が新しい視点を提供している。

(4) 地方的割拠主義の背後には、経済発展の停滞、自然経済への部分的復帰という事情もあった。シュラフタの輸出入関税免除、農民の購買力・販売力低下などの事情で、ポーランドの都市経済は16世紀後半発展が停滞し、17世紀には衰退期を迎えた。

(5) W. J. Rose, “Social Life before the Partitions.” *Cambridge History of Poland*, II. なお17世紀の文化・教育の衰退については、反動宗教改革の勝利(Cf. J. Umiński, “The Counter-Reformation in Poland”, *Cambridge History of Poland*, I) との関連も重要である。

(6) *Kwartalnik historyczny*, LXVII, 1960, s. 490

実現のためのものであり、⁽¹⁾ 連盟もまたマグナト内部の派閥争いの道具という役割を果たすことが多かった。

しかし、連盟の歴史のこの最後の段階においても、これが連盟の果たした役割のすべてではなかった。17世紀後半から自由拒否権のため議会がいよいよ動きのとれないものになり、⁽²⁾ また中央の議会に対して州議会の重要性が高まった。1652年の議会で会期延長の議案がシツィニスキ (Syciński) なる一議員の「私は承認しない」 („Nie pozwalam“) の一言で成立を阻まれた。これ以前にも少数派の反対で議会が決議をなし得なかった例は少なくなかったが、1652年からは、たった1人でも反対の意志を表明する議員があれば議案は成立しないことになった。⁽³⁾ そればかりではなく、1669年からは拒否権が行使されると議会は会期中でも解散されることになり、その上、議会がこのようにして解散されると解散に至るまでのその議会の一切の決議も無効とみなされることになった。

この一切の決議がさかのぼって無効にされるという点は、頗る重要な事柄であった。17世紀末から拒否権による解散をまぬがれる議会は次第に少くなり、1652年から第一次分割 (1772) までの間1年おきにひらかれた55回の議会のうち、会期を全うしたのは僅か7議会であり、特にアウグスト3世 (August III, 1734-63) の下ではすべての議会在会期終了前に解散されたほどであるから、このことは、議会が完全に機能麻痺の状態におち入り、国政の運営が不可能になったことを意味した。そしてこうした状況の下で、地方では、州議会の重要性が高まって、地方行政の実権がその手に移り、⁽⁴⁾ この州議会を実質的に支配していたマグナトを中心とする各地方のシュラフタの派閥がかろうじて地方の秩序を維持した。これに対して「共和国」全体の政治の面で中央の議会の機能を代行したのは、他ならぬ連盟であった。もっとも、連盟の結成は空位期などの非常時に限られたから、連盟のこの機能は一時的なものであり、また個々の連盟はその多くが特定のマグナトの派閥を中心とするもので、議会のような全シュラフタを代表するものではなかったから、この機能は部分的なものにとどまった。しかし、議会が既に形骸化し、シュラフタの代議制が既にその実質を失っていたこの時点においては、一時的・部分的で、かつ多分に名目的なものであったにせよ、連盟のみがシュラフタの意志の有効な結集体たり得、そして正にそのことによって、議会の機能を代行すると共に、国民の

(1) 最近ポーランドの史学界ではマグナト支配体制の成立を17世紀初めとする説が有力で、アカデミー版法制史概説もこの立場をとっているが、本稿は、上にのべた経済史の過程の示唆するところと、Władysław Czapliński, „Rządy oligarchii w Polsce nowożytnej“ [近世ポーランドの寡頭政府], *Przegląd historyczny* [歴史評論], LII, 1961, s. 445-63 の説得力ある新説批判を考慮して、17世紀中葉を成立時点とする従来の説に従った。

(2) 自由拒否権については、Władysław Konopczyński, *Liberum veto*, Kraków, 1918 が今なお唯一の包括的な研究書である。以下の叙述は、この古典的研究書の仏訳 Ladislas Konopczyński, *Le Libérum veto. Etude sur le développement du principe majoritaire*, Paris, 1930, 特にその pp. 196 以下と *Historia państwa*..., II, s. 290 f. による。

(3) 1652年の議会については、Władysław Czapliński, *Dwa sejmy w roku 1652* [1652年の二つの議会], Wrocław, 1955 がくわしい。

(4) *Historia państwa*..., II, s. 291 ff.; *Cambridge History of Poland*, II, p. 57 f.; Karel Kadlec, *Introduction à l'étude comparative de l'histoire du droit public des peuples slaves*, Paris, 1933, pp. 245 f.

ポーランドの「連盟」と身分代表制

意志の名前で危機に対処し、「共和国」の解体を阻止し得た。少くとも、この時期の連盟の役割にはこうした一面のあったことが認められなければならない。

自由拒否権を武器にシュラフタの「黄金の自由」を守ろうとしたこの時代のポーランドの議会は、比喩的にいえば、“volonté de tous”=“volonté générale”なる理想をかかげることによって、実際には“volonté générale”即ち国家意志の形成を不可能にしたが、これに対して連盟は、それが特定のマグナトの派閥を中心に形成され、そしてその意志を必要とあらば武力を以てでもシュラフタ全体に（そして、時には国王にも）強制しようとするものであったことによって、かえって自らの意志を国家意志に高め、国政の危機に対処することができたのである。そしてこの場合特に注目されるのは、連盟とそれから発展した議会 (sejm konfederacyjny) において議事の採決が多数決方式で行われたことである。連盟における多数決制の実態については問題もある⁽¹⁾が、とにかくこのようにして、連盟には「共和国」の延命をたすけたという一面のあったことが認められなければならない。従って、「共和国」の「この解体を、連盟は深め、その没落をはやめた」とのアカデミー版法制史概説の評価⁽²⁾—これは通説的な評価を継承するものであるが—は、一面的であるといわざるをえない。1717年のいわゆる「沈黙議会」(sejm niemy) による連盟結成の禁令⁽³⁾が守られなかったことの原因も、少くとも一部は、連盟が、空洞化した代議制の機能を危機に臨んで代行し得るものとして、「共和国」の存続にとって既に不可欠なものになっていた、という点に求められなければならないように思われる。

第一次分割 (1772) ののち、ポーランドではこれに刺戟されて奮起したシュラフタの「共和国」改造の動きが激しくなり、これは第二次分割 (1793) 直前に、いわゆる「4年議会」(Sejm czteroletni, 1788-92) による「5月3日の憲法」(1791) として結実し、⁽⁴⁾ この憲法で選挙王制や自由拒否権と並んで連盟結成の権利も廃止されたが、この憲法を生み出した「4年議会」そのものは、ごく少数の反対派による自由拒否権の行使を回避するため、連盟の形をとらざるを得なかった。そして、「共和国」没落—第三次分割 (1795)—直前の1794年の反乱⁽⁵⁾でも、指揮者タデウシュ・コシチュシュコ (Tadeusz Kościuszko) は、反乱の組織化に伝統的な連盟結成の方式—「5月3日」憲法に忠実な彼はこれを連盟とよばず、反乱 (powstanie) とか蜂起 (insurekcja) とかよんだが—を踏襲したのであった。

(1) L. Konopczyński, op. cit., pp. 215-15

(2) Historia państwa..., II, s. 297

(3) この禁令については、Historia Polski, I, 2, s. 734 ff.; Cambridge History of Poland, II, pp. 12 f.

(4) 「4年議会」と「5月3日の憲法」については、Historia Polski, II, 1, s. 244-86; Cambridge History of Poland, II, pp. 133 ff.; Historia państwa..., II, s. 369 ff., 428-51

(5) この反乱については、Historia Polski, II, 1, s. 313-60; Cambridge History of Poland, II, pp. 154-73

Polish Confederations and Representation of Estates

Shigeto TORIYAMA

In this article, the author treats the significance of the confederations (*konfederacje*) in the Polish constitution from the end of middle age up to the 18th century. In the first half of the article, he discusses the role of the confederations at the birth of the representation of estates, as well as the relations between the confederations and *ius resistendi*, and so forth. In the second half of the article, discussing the confederations of the modern age, the present writer argues that they had the function of acting as a substitute for the *sejms*, which had lost the ability of forming the will of the nation.